

## NP0 法人空き家かたづけ隊 定款

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 この法人は、NP0 法人空き家かたづけ隊という。

#### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛媛県西条市に置く。

### 第2章 目的及び事業

#### (目的)

第3条 この法人は、広く地域住民を対象に、西条市内の空き家に関連する相談対応及び専門家等へのマッチング業務を行い、市民や行政と協働しながら放置家屋の減少に向けた取り組みを行うことで、安心・安全に暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 地域安全活動

#### (事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 空き家に関する情報提供・相談対応事業
- ② 空き家の所有者支援及び専門家等マッチング事業
- ③ 空き家活用によるコミュニティ再生・まちづくり支援事業
- ④ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

#### (2) その他の事業

- ① 一般物件の家内品買取り事業
- ② 一般物件の廃棄・解体事業
- ③ 一般物件の建築工事事業
- ④ 一般物件の不動産売買事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

### 第3章 会員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- (3) 学術会員 この法人の目的に賛同し、専門的な知見を持って支援を行う個人及び団体

#### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### (抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

#### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人 以上

(2) 監事 1人 以上

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、理事会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

## 第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業報告及び活動決算

(5) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 10 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 3 分の 2 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者、電磁的記録表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(4) 入会金及び会費の額

(5) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(6) 事務局の組織及び運営

(7) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(8) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書

面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び電磁的記録表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

### (定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更しようとする場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 総会及び理事会に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

### (解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

### (残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、西条市に譲渡するものとする。

### (合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

### (公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

## 第10章 雑則

### (細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

|      |       |
|------|-------|
| 理事長  | 玉井 敏久 |
| 副理事長 | 新田 公洋 |
| 理 事  | 稲見 政隆 |
| 理 事  | 岩下 侑司 |
| 理 事  | 岡田 浩二 |
| 監 事  | 村上 利香 |
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和8年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

|             |           |
|-------------|-----------|
| (1) 正会員入会金  | 0 円       |
| 正会員会費       | 0 円（1年間分） |
| (2) 賛助会員入会金 | 0 円       |
| 賛助会員会費      | 0 円（1年間分） |
| (3) 学術会員入会金 | 0 円       |
| 学術会員会費      | 0 円（1年間分） |

# 役員名簿

NPO法人空き家かたづけ隊

| 役名 | 氏名    | 住所又は居所 | 報酬の有無 |
|----|-------|--------|-------|
| 理事 | 玉井 敏久 |        | 無     |
| 理事 | 新田 公洋 |        | 無     |
| 理事 | 稲見 政隆 |        | 無     |
| 理事 | 岩下 侑司 |        | 無     |
| 理事 | 岡田 浩二 |        | 無     |
| 監事 | 村上 利香 |        | 無     |

## (備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。
- 2 「役名」の欄には、理事、監事の別を表記する。
- 3 「住所又は居所」の欄には、特定非営利活動促進法施行条例（平成 10 年愛媛県条例第 35 号）第 2 条第 2 項に掲げる書面（住民票等）によって証された住所又は居所を記載する。
- 4 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入する。
- 5 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3 分の 1 以下でなければならない（法第 2 条第 2 項第 1 号ロ）。
- 6 3 部作成する。

## 設 立 趣 旨 書

### 1 趣旨

近年、人口減少と少子高齢化の進行により、全国的に空き家の増加が深刻な社会問題となっています。西条市においても例外ではなく、全国平均を上回るペースで空き家が増加しているのが現状です。空き家の増加は地域の景観や風景の悪化、防災・防犯機能の低下、ゴミなどの不法投棄の誘発、火災の発生、さらには悪臭の発生源となるなど、地域衛生の悪化にもつながる恐れがあります。

また、空き家を所有する方にとっても、「どこに相談すれば良いか分からない」「解体や売却の手続きが複雑で対応できない」「空き家に残された家具や家財の処分費用が負担になる」といった様々な課題があり、結果として空き家が放置されてしまうケースが多くみられます。さらに、空き家の中には老朽化や立地条件などの理由から、売買や収益化が難しい物件も多く存在します。

こうした状況を踏まえ、私たちは、空き家に関する情報提供や相談対応を行うとともに、空き家所有者の負担を軽減するための支援体制を構築します。具体的には、家財の買取り、建物の解体、建築工事、不動産取引といった4つの専門領域の相談窓口を一元化し、所有者の状況に応じた総合的なサポートを提供することで、安心して空き家の整理や利活用に取り込める環境を整えてまいります。

これらの活動を通して、空き家問題を単なる「建物の問題」としてではなく「地域の課題」として捉え直し、誰もが安心して暮らせる地域社会の構築に向けた、地域に寄り添う空き家対策を展開していきたいと考えています。空き家を起点に、地域のまちづくりやコミュニティの再生に貢献することを目指し、ここにNPO法人空き家かたづけ隊の設立を表明いたします。

### 2 申請に至るまでの経過

・令和7年3月26日

発起人会を開き法人設立のための準備を開始。

・令和7年4月26日

設立総会を開催。

令和7年 4月26日

NPO法人空き家かたづけ隊

設立代表者 住所 愛媛県西条市丹原町高松甲1351番地1

氏名 玉井 敏久

(備考)

1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

2 3部作成する。

(法第10条第1項関係様式例)

令和7年度事業計画書  
法人設立の日から令和8年3月31日まで

NPO 法人空き家かたづけ隊

1 事業実施の方針

初年度は空き家に関する相談対応を中心に活動を展開し、市民の皆様に当法人の存在と取組内容を知っていただくことに注力する。これにより、地域全体への認知を高め、専門業者との連携や空き家課題の解消に向けた基盤を整備する。

2 事業実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(単位：千円)

| 事業名                        | 事業内容             | 実施予定<br>日 時 | 実施予定<br>場 所 | 従事者の<br>予定人数 | 受益対象者<br>の範囲及び<br>予 定 人 数 | 支 出<br>見込み額 |
|----------------------------|------------------|-------------|-------------|--------------|---------------------------|-------------|
| 空き家に関する情報提供・相談対応事業         | 空き家に関する情報提供・相談対応 | 通年          | 西条市内        | 3名           | 一般市民<br><br>月2組程度         | 100         |
| 空き家の所有者支援及び専門家等マッチング事業     | 空き家の相談対応         | 通年          | 西条市内        | 3名           | 空き家所有者<br><br>月2組程度       | 520         |
| 空き家活用によるコミュニティ再生・まちづくり支援事業 | 実施予定なし           | —           | —           | —            | —                         | —           |
| その他、この法人の目的を達成するために必要な事業   | 実施予定なし           | —           | —           | —            | —                         | —           |

(2) その他の事業 実施予定なし

(法第10条第1項関係様式例)

令和8年度事業計画書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

NPO 法人空き家かたづけ隊

1 事業実施の方針

本法人の設立翌年度である本年度は、前年度に引き続き、空き家に関する相談対応を中心に活動を展開し、市民の皆様に当法人の存在と取組内容を知っていただくことに注力する。これにより、地域全体への認知を高め、専門業者との連携や空き家課題の解消に向けた基盤を整備する。

2 事業実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(単位：千円)

| 事業名                        | 事業内容             | 実施予定<br>日 時 | 実施予定<br>場 所 | 従事者の<br>予定人数 | 受益対象者の<br>範囲及び<br>予 定 人 数 | 支 出<br>見込み額 |
|----------------------------|------------------|-------------|-------------|--------------|---------------------------|-------------|
| 空き家に関する情報提供・相談対応事業         | 空き家に関する情報提供・相談対応 | 通年          | 西条市内        | 3名           | 一般市民<br><br>月2組程度         | 100         |
| 空き家の所有者支援及び専門家等マッチング事業     | 空き家の相談対応         | 通年          | 西条市内        | 3名           | 空き家所有者<br><br>月2組程度       | 520         |
| 空き家活用によるコミュニティ再生・まちづくり支援事業 | 実施予定なし           | —           | —           | —            | —                         | —           |
| その他、この法人の目的を達成するために必要な事業   | 実施予定なし           | —           | —           | —            | —                         | —           |

(2) その他の事業 実施予定なし

令和 7 年度 活動予算書  
法人成立の日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

NPO法人空き家かたづけ隊  
(単位：円)

| 科 目                    | 特定非営利活動<br>に係る事業 | その他の事業 | 合計      |
|------------------------|------------------|--------|---------|
| I 経常収益                 |                  |        |         |
| 1 受取寄附金                |                  |        |         |
| 受取寄附金                  | 200,000          |        |         |
| 2 事業収益                 |                  |        |         |
| 空き家に関する情報提供・相談対応事業収益   | 100,000          |        |         |
| 空き家の所有者支援及び専門家等マッチング事業 | 400,000          |        |         |
| 経常収益計                  | 700,000          |        | 700,000 |
| II 経常費用                |                  |        |         |
| 1 事業費                  |                  |        |         |
| (1) 人件費                |                  |        |         |
| 給料手当                   | 240,000          |        |         |
| 人件費計                   | 240,000          |        | 240,000 |
| (2) その他経費              |                  |        |         |
| 会議費                    | 200,000          |        |         |
| 旅費交通費                  | 180,000          |        |         |
| その他経費計                 | 380,000          |        | 380,000 |
| 事業費計                   | 620,000          |        | 620,000 |
| 2 管理費                  |                  |        |         |
| (1) 人件費                |                  |        |         |
| 人件費計                   | 0                |        | 0       |
| (2) その他経費              |                  |        |         |
| その他経費計                 | 0                |        | 0       |
| 管理費計                   | 0                |        | 0       |
| 経常費用計                  | 620,000          |        | 620,000 |
| 当期経常増減額                | 80,000           |        | 80,000  |
| III 経常外収益              |                  |        |         |
| 1 固定資産売却益              |                  |        |         |
| 経常外収益計                 |                  |        | 0       |
| IV 経常外費用               |                  |        |         |
| 1 過年度損益修正損             |                  |        |         |
| 経常外費用計                 |                  |        | 0       |
| 経理区分振替額                |                  |        | 0       |
| 当期正味財産増減額              |                  |        | 80,000  |
| 設立時正味財産額               | 80,000           |        | 80,000  |
| 次期繰越正味財産額              |                  |        | 80,000  |

令和 8 年度 活動予算書  
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

NPO法人空き家かたづけ隊  
(単位：円)

| 科 目                        | 特定非営利活動<br>に係る事業 | その他の事業 | 合計      |
|----------------------------|------------------|--------|---------|
| I 経常収益                     |                  |        |         |
| 1 受取寄附金                    |                  |        |         |
| 受取寄附金                      | 200,000          |        |         |
| 2 事業収益                     |                  |        |         |
| 空き家に関する情報提供・相談対応事業収<br>益   | 100,000          |        |         |
| 空き家の所有者支援及び専門家等マッチン<br>グ事業 | 400,000          |        |         |
| 経常収益計                      | 700,000          |        | 700,000 |
| II 経常費用                    |                  |        |         |
| 1 事業費                      |                  |        |         |
| (1) 人件費                    |                  |        |         |
| 給料手当                       | 240,000          |        |         |
| 人件費計                       | 240,000          |        | 240,000 |
| (2) その他経費                  |                  |        |         |
| 会議費                        | 200,000          |        |         |
| 旅費交通費                      | 180,000          |        |         |
| その他経費計                     | 380,000          |        | 380,000 |
| 事業費計                       | 620,000          |        | 620,000 |
| 2 管理費                      |                  |        |         |
| (1) 人件費                    |                  |        |         |
| 人件費計                       | 0                |        | 0       |
| (2) その他経費                  |                  |        |         |
| その他経費計                     | 0                |        | 0       |
| 管理費計                       | 0                |        | 0       |
| 経常費用計                      | 620,000          |        | 620,000 |
| 当期経常増減額                    | 80,000           |        | 80,000  |
| III 経常外収益                  |                  |        |         |
| 1 固定資産売却益                  |                  |        |         |
| 経常外収益計                     |                  |        | 0       |
| IV 経常外費用                   |                  |        |         |
| 1 過年度損益修正損                 |                  |        |         |
| 経常外費用計                     |                  |        | 0       |
| 経理区分振替額                    |                  |        | 0       |
| 当期正味財産増減額                  | 80,000           |        | 80,000  |
| 前期繰越正味財産額                  |                  |        | 80,000  |
| 次期繰越正味財産額                  |                  |        | 160,000 |